

令和5年第1回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和5年1月25日
開催年月日 令和5年1月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 14時15分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
8	山口 俊司		第1区域 中井 孝志
9	染野 嘉明		第2区域 坂上 健司
			第3区域 染野 亘志
			第4区域 齊藤 喜久夫

○欠席委員

3 高橋 満 7 小埜 一博

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

(1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について

- (2) 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件について
- (3) 議案第 3 号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第 4 号 農用地利用配分計画について
- (5) 議案第 5 号 農作業料金・農業労賃について
- (6) 議案第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
- (7) そ の 他
 - ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。10年に1度の寒波ということで、今朝なんかも非常に気温が低くて危険という事で、本日、ボランティアの予定であったのですが中止にしました。皆さんも身体に気をつけていただければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局長 早速会議に入らせていただきます。

◎○議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に○議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○○議長 それでは、○議長を務めていきますので、議事の進行にご協力をよろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○○議長 議事録署名人の指名を行います。

4番、久保田穂積委員、5番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○○議長 異議ございませんので、異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に4番、久保田穂積委員、5番、櫻井汪委員を指名します。

ここで諸般の報告をいたします。

1月12日に、農業委員会秩父郡市協議会農業委員等研修会が、皆野町の文化会館で開催され

多数の委員の皆様にご参加をいただき、誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

〇〇議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第4条 番号1 ———— 氏所有の農地を「キャンプ場敷地」へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明文章)

〇事務局 議案第1号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、長瀬町大字長瀬字————、————さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字————、————、————地目は全て畑、面積は上から9.91㎡、286㎡、314㎡の合計609.91㎡の3筆です。転用の目的はキャンプ場敷地で追認となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、から北側100mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、私は住所地に於いて居住しております。平成7年頃よりキャンプ場として営業を始めましたが、平成17年頃から新たにカヌー事業を始めた頃から当初の場所が狭くなり申請地に申請しました。書類の整備をしたところ、申請地が農地だと知り是正するため、平成30年11月に除外の申出をしました。その後、翌年の平成31年3月に除外確定の通知を受けましたが、農地転用の手続きが完了しておらず、今回の申請に至りました。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の現況写真もごらんください。土地造成は609.91㎡です。

次に、資金計画ですが、既に建築済みのため、新たな資金の発生はありません。

また、本件は追認のため、現在お返ししています申請書に、始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500m以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2特別地域特定地域内にあり、町道長瀬88号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

〇〇議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。1番、堀口榮一委員、説明をお願いします。

〇1番、堀口榮一委員 23日の日に事務局の小川さんと推進委員の中井さんと現地確認をさせていただきました。場所は県立自然の博物館の北隣の—————内の敷地です。この申請地は町道長瀬88号線が通っており、既にですね、裏の写真にあるように—————等が建っています。申請許可は追認ということで特に問題ないかと思われま。

以上です。

〇〇議長 農業委員の説明は終わりました。

続いて、担当推進委員の説明をお願いします。

担当推進委員、中井孝志委員、説明をお願いします。

〇中井孝志委員、23日に事務局の小川さんと堀口の3人で現地確認をしました。事務局と堀口さんが説明したとおりです。

以上です。

〇〇議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇〇議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

〇〇議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

〇〇議長 つづきまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法第5条 番号1 —————氏所有の農地を有限会社若林建設代表取締役 —————氏により「資材置場」へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局の説明をお願いします。

○議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、長瀬町大字————、———— さん。譲渡人、住所・氏名、長瀬町大字————、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字————、字————地目は全て畑、面積は528㎡、892㎡の合計1,420㎡の2筆です。転用の目的は資材置場となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、多世代ふれ愛ベース長瀬から南側200mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在使用している建設資材置場が手狭になったため。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況資材の写真もごらんください。土地造成は1,420㎡です。

次に資金計画ですが、土地購入費————円で、資金調達方法は、自己資金ということです。現在お返ししています申請書に、————の残高証明書も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300m以内にある農地で第3種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中109号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○○議長 事務局の説明が終わりました。次に、農業委員の説明ですが、担当委員が休養中の小笠委員ため説明を省略し、担当区域推進委員のみの説明とさせていただきます。中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 23日に事務局の小川さんと現地確認に行きました。場所を言います。前の西武ホテルがあった西側、今はトレーラーハウスがありますね。入り口の道が少し狭いですが、問題ないかと思います。

以上です。

○○議長 中井 孝志委員の説明が終わりました。これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇〇議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

〇〇議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

〇〇議長 つづきまして農地法第5条 番号2 ————氏・牧文代(まきふみよ)氏 所有の農地を———氏 氏により「自己用住宅」へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

〇事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、——— ————さん。譲渡人、住所・氏名、さん ——— ———さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字———、地目は畑、面積は500㎡の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、民宿かわづらから北側100mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在私は、秩父市内のアパートに夫婦で居住しております。自然が豊かなところを求めて秩父市に越してきましたが、アパートでは、手狭に感じ、自己住宅を所有して秩父地方へ永住する意思が固まりました。現在居住している市内ではなく、自然豊かな静かな場所を探すことといたしました。しかし山の中では、近年自然災害が多い事と、今後子どもを授かった際に通学にも苦勞すると思いますので、自然豊かな場所ではありますが、日常生活も行いやすい場所を探しました。申請地は、平地で近隣は畑が広がっており、私の理想の場所ではあります。こちらで生活を営んでいきたいため、何卒許可の程をお願いいたします。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図・立面図もごらんください。土地造成は500㎡です。

次に資金計画ですが、土地購入費———円、建築費———円の合計———円で資金調達方法は、融資資金ということです。現在お返ししています申請書に———の住宅ローンの事前審査が承認されたことわかる通知も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第三種特別地域特定地域にあり、町道矢那瀬9号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

〇〇議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。6番、須賀勤委員、説明をお願いします。

〇6番、須賀勤委員 23日の午前中に現場確認をしました。裏に配置図があるのですが、擁壁のは道路分になっています。擁壁は町建設課と確認しながら、調整してもらっています。北側に農地はありますが、分筆されていることもあり、隣接する農地にあたりませんので、隣接同意書は取得しておりませんが、現在耕作中のため耕作している方に現在こういう計画があるという説明をしたところ約3メートル農地から離れるという事で、口頭で問題ないと確認がとれています。現況は篠林になっていたが現在は篠林の一部が切り取られ測量杭が埋めてある状況になっています。

以上で説明を終わります。

〇〇議長 須賀 勤(すがとむ) 委員の説明が終わりました。続きまして、担当区域推進委員 染野委員の説明ですが現地当日の都合が悪く現地確認ができていないため省略させていただきます。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇〇議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

〇〇議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

〇〇議長 つづきまして議案第三号、議案第四号については関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第三号 農用地利用集積計画について、議案第四号 農用地利用配分計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〇事務局 議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案第3号、議案第4号は農地中間管理事業に関連する案件のため、農地中間管理事業について、説明します。農地中間管理事業は農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した者の中から適切な貸付相手を選定し、貸付を行う事業になります。なお、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

中間管理機構が農地を借り受けるに当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構が借り受け、農地中間管理機構から借受けを希望する者に貸し付けるに当たっては農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画により中間管理機構が貸し付けることとなります。農用地利用集積計画は町が定めるものですが、計画を定めるにあたっては農業委員会の決定を経る必要があります。議案第3号はこの農用地利用集積計画を定めるため農業委員会の決定を求められるものです。また、農用地利用配分計画は農地中間管理機構が定めるものですが、計画を定めるにあたり農業委員会の意見を聴き市町村が計画案を定めるものとされています。議案第4号はこの農用地利用配分計画案を定めるため農業委員会の意見を求められるものです。

以上で農地中間管理事業の説明は終わらせていただき、議案第3号の説明をさせていただきます。本件は、農地中間管理事業として、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。それでは計画の内容を説明します。

借受人（かりうけにん）、住所・氏名、行田市真名板（まないた）1975番1、公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 強瀬道男さん。

貸付人（かしつけにん）、住所、氏名、番号1から5全て長瀬町大字——
——さん 権利を設定する土地は、所在地、番号1から番号5は全て大字——番号1

は、——、番号2は——、番号3は——、番号4は——、番号5は
です。地目はいずれも台帳、現況ともに畑、面積は番号1は654㎡、番号2は228㎡、
番号3は992㎡、番号4は247㎡、番号5は862㎡の合計2,983㎡となります。
次に設定する利用権ですが、全て利用権の種類は、使用貸借権の設定。内容はその他(樹園
地)、始期、存続期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間
です。使用貸借権の設定のため賃借料は0円となります。下に案内図と公図がありますので、
場所の確認をお願いします。場所は、番号1～番号5は蕎麦大さわ北側約50mにある場所
です。

以上で議案第3号の説明を終わります。続いて、議案第4号 農用地利用配分計画の意見
についてご説明いたします。

議案第3号は農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権の設定を決
定していただくものですが、議案第4号は、埼玉県農林公社が借受けを希望する者に対し貸し
付けるための農用地利用配分計画について、町からの依頼により意見を求められ審議をお願い
するものです。意見を求められている事項は、農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業
を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見
込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などについて判断をお願いするものです。
それでは計画の内容を説明します。

利用権の設定等を受ける者の氏名、住所、——さん、——。利用権の設定等を受
ける土地は、議案第3号で説明させていただいた土地と同様で大字岩田字——、
——、——、——の5筆で、面積は654㎡、228㎡、992㎡、
247㎡、862㎡の合計2,983㎡となります。この土地について現に農地中間管理機構
から使用貸借権の設定等を受けている者はありません。設定する権利ですが、権利の種類は、
使用貸借権の設定。利用内容は樹園地、具体的にはオリーブとレモンです。貸借期間は始期は
令和5年4月1日、終期は令和6年3月31日、期間は1年です。使用貸借権の設定のため借
賃(しゃくちん)は0円です。

——さんは、現在東京に居住し、2年前から該当地において、オリーブとレモンを栽
培しています。東京で会社勤めをしています。ゆくゆくは二拠点での生活を希望しており、当
該地横の宅地を購入しています。同じ地権者が所有している周りの農地も購入希望で地権者と話
がまとまっていますが、まずは貸借契約を結び耕作をしていきます。

現在は、月に2～3日程度、現地に来て本人が作業を行っており、その他、友人で岩田で造園業を行っている方に管理をお願いしているとのこと。そのため、その計画案については、特に意見はないものと考えております。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聴いたあと、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、使用貸借権の設定されるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○齊藤喜久夫委員 岩田にしながらこのことは知らないのですが、これは以前に申請のあった東京の方と別の人なのか。

○事務局 別の方です。

○齊藤喜久夫委員 オリーブとレモンということなのですが、実現性はあるのでしょうか。面積も広いので、どうか。町の農業活性化につながるのを頑張ってほしいが現実的に大丈夫なのか。事務局の方でわかる範囲で教えてほしい。

○事務局 現地をみたことありまして、レモンの木は確認はとれていないのですが、オリーブの木は現在育っている。実の確認はできてなく、その後育ったオリーブ製品化するなどの話はできていないのですが、遠いところから通って作業されている事は聞いております。

○齊藤喜久夫委員 宅地も購入されているということで、こちらに住む計画なのか。

○事務局 仕事の関係もあるため、当面は2拠点で作業する予定とのこと。

○議長 期間も1年というのもきになるね。

○事務局 購入予定ではあるそうなのですが、いきなり購入するよりもはじめは、1度借りて作業を実施して、作業した実績をつくってから購入した方がいいという事のアドバイスを県から受けたため、まずは中間管理を通して、しっかりと実績を作るため1年の期間となっています。

○齊藤喜久夫委員 地元の造園業者とは具体的にはどこなのか。

○事務局 岩田の原田造園です。

○10番宮澤史明委員 齊藤委員含め皆さんも心配な点があるかとは思いますが、それよりも貴重な担い手としての候補なので、皆さんで温かく見守って育てていくことが必要かなと思います。肝心なことはどうやって換金していくのか。オリーブとレモン。きちんと道が開

かれているのか。ないのであれば関係各所につないでいくことも必要なのかなど。そういう態勢が整えば他の方にもお願いできるなど、波及効果も期待できるので、農業委員会でできることがあれば、関わっていった方がいいと思います。貴重な担い手の候補として。

○事務局 今後の販売の計画などもタイミングをみて確認していきたいと思います。

○議長 他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

○議長 これより採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。本件は、申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 全員の挙手がございましたのでご異議ないものと認めます。よって、本件は申し出のとおり決定いたします。

○議長 つづきまして、議案第4号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。本件は、配分計画案について「意見なし」で報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 全員の挙手がございましたのでご異議ないものと認めます。よって、本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

○議長 つづきまして、議案第5号 農作業料金・農業労賃について議題とします。

○議長 事務局の説明を求めます。

○事務局議案第5号 農作業料金・農業労賃について説明いたします。

こちらは、埼玉県農業会議から農作業料金・農業労賃に関する調査依頼があり、事務局で調査し、算出した賃金を農業委員会にお諮りし、報告しているものです。

それでは、算出した農作業料金について説明します。

R4年の欄をご覧ください。まず、男性の専門作業ですが、1日当たり8,400円、時給ですと1,050円。これは昨年から変動ありません。次に、一般・軽作業の料金ですが、男性女性とも、1日当たり8,400円、時給ですと1050円で、こちらは昨年から400円増となっております。なお、これらの金額は、シルバー人材センターの時給単価をもとに算出したものです。

次に、町内の農外諸賃金ということで、主な業種における臨時雇用の1日当たりの賃金をまとめました。

R4年の欄をご覧ください。まず公的勤務、これは役場で雇用をする場合の賃金ですが、1日当たり7,896円、時給ですと987円、昨年より216円増となっております。

次に民間ですが、週に1回ハローワークから役場に、秩父管内における求人情報が送られ、12月と1月の求人情報に掲載されていた時給単価の平均値をまとめたものが、8,528円です。こちらは業種の募集状況等によって、変動してしまうものです。

次にシルバー人材センターの賃金は、平均値である1050円を時給単価としました。

次に埼玉県土木工事設計単価のうち、大工、左官、土木工の普通作業員の1日当たりの賃金は、ご覧のとおりとなり、左官、土木工が増となりました。

最後に参考ということで、埼玉県の最低賃金の推移となります。現在は987円で、昨年度より31円の増となっております。

以上で説明を終わり、それぞれの数値を報告したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○6番須賀勤委員 専門作業と一般作業が同額になっているが、どうなのか。

○事務局 シルバー人材センターに確認をとった数値となっております。

○6番須賀勤委員 普通は作業レベルに応じていくらかかわってくると思うんだけど、そのあたりの根拠とかわかりますか。

○事務局 まずは人手がないこと、最低賃金があがっていることもあるので、そのあたりも影響があったのだと思います。

○6番須賀勤委員 専門の作業と一般の作業が同じなのはやっぱり疑問は残りますね。

(発言する者あり)

○事務局 専門作業は資格をもっているんで、資格をとるまでにお金や時間もかかっていますし、当然須賀委員のご意見のとおり、差をつけるべきだと思います。なので、ここで皆さんと話し合っ決めていきたいと思っています。とにかく人件費はあがっていますので、いくらか上げてもいいのかなとは思いますが。

○10番宮澤史明委員 そうですね。お互い上げて報告という方がいいですね。

(発言する者あり)

○11番林春政委員 シルバー人材センターにいてるけど資格もっている人は一般よりも少し高くなっている。機械は自分の使って燃料代はシルバーもちで。

○10番宮澤史明委員 どの道しっかりとした統計はとれませんよね。

○事務局 皆さんの意見を踏まえてお互い50円ずつあげるといっていかげんか。一般作業と専門作業で差をつけるということ。

○10番宮澤史明委員 いいと思います。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの場合または他に質疑がないことを確認後)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

(採決)

○議長 これより本件に対する採決を行います。

本件は、事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(挙手の状況を確認後)

○議長 全員の挙手がありましたのでご異議ないものと認めます。よって、本件は事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告することに決定いたします。

○議長 つづきまして、議案第六号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて説明いたします。

こちらは、令和元年度に全国農業会議所より埼玉県農業会議をとおして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施し、次年度以降も年度内に1回以上総会等で法令遵守の注意喚起をするよう依頼があったものであります。

誠に遺憾なことでありますが、過去に農地転用等に関わる農業委員会の不祥事が全国的に発生したことがございました。言うまでも無く行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければなりません。

お配りしております「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の資料は令和元年時に申し合わせ決議をした内容となります。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上2点を長瀬町農業委員会として引き続き取り組みたいと思います。

よろしくをお願いします。

〇〇議長 事務局の説明が終わりました。

これより、本件に対する質疑を行います。

〇〇議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇〇議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

〇〇議長 これより本件に対する採決を行います。

本件は、事務局説明のとおり法令遵守について長瀬町農業委員会として引続き取組たいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(挙手の状況を確認後)

〇〇議長 全員(または過半数)の挙手がありましたのでご異議ないものと認めます。よって、本件は取組むことに決定いたします。

(その他)

議長 以上で議案の審議は終了いたしました。

次に、その他でございますが、二月の委員会日程でございます。二月の委員会は二十七日、月曜日、午後一時三十分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員に諮った後)

議長 では、二十七日、月曜日、午後一時三十分からといたします。

事務局から他に何かございますか。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

◎その他

〇〇議長 次に、その他でございますが、6月の委員会日程でございます。6月の委員会は、27日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇〇議長 では、27日月曜日午後1時30分に決定します。

事務局、何か他にございますか。

〇事務局 また、先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第5条のほうは5件あったかと思うんですけども、令和5年1月20日付で2件許可となりました。他3件につきましては、県の審査過程で追加資料を求められており、保留となっておりますのでご報告させていただきます。また昨年4月に申請のあった、——が駐車場へ転用する件については、審査過程で保留となっていたが、申請者より、申請取り下げの依頼があったため受理したことをご報告いたします。

以上となります。

〇〇議長 かわったばかりでご苦勞様でした。以上で、本日予定した議事は終了しました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
した。

(午後2時15分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和5年1月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 久保田 穂 積

署名委員 櫻 井 汪